

## むつ市議会第147回臨時会会議録 第1号

議事日程 第1号

平成23年8月1日(月曜日)午前10時開会・開議

### ◎諸般の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 下北地域広域行政事務組合議会議員の選挙
- 第4 市長就任あいさつ
- 第5 行政報告

#### 【議案一括上程、提案理由説明】

- 第6 議案第22号 工事請負契約について  
(市立第三田名部小学校屋内運動場改築工事：建築工事)
- 第7 議案第23号 工事請負契約について  
(市立川内小学校屋内運動場建設工事：建築工事)
- 第8 報告第26号 専決処分した事項の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

#### 【議案質疑、討論、採決】

- 第9 議案第22号 工事請負契約について  
(市立第三田名部小学校屋内運動場改築工事：建築工事)
- 第10 議案第23号 工事請負契約について  
(市立川内小学校屋内運動場建設工事：建築工事)
- 第11 報告第26号 専決処分した事項の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

#### 【議員派遣】

- 第12 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	鎌田	ちよ子	2番	上路	徳昭
4番	工藤	孝夫	5番	横垣	成年
6番	澤藤	一雄	7番	石田	勝弘
8番	新谷	功	9番	目時	睦男
10番	野呂	泰喜	11番	馬場	重利
12番	岡崎	健吾	13番	山本	留義
14番	千賀	武由	15番	白井	二郎
16番	大瀧	次男	18番	佐々木	隆徳
19番	半田	義秋	20番	川端	一義
21番	高田	正俊	22番	山崎	隆一
23番	浅利	竹二郎	24番	村川	壽司
25番	中村	正志	26番	菊池	広志
28番	富岡	幸夫			

欠席議員（2人）

17番	富岡	修	27番	斉藤	孝昭
-----	----	---	-----	----	----

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸谷	秀樹
教員会 委員長	高瀬	厚太郎	教育長	遠島	進
公営企業 管理員	遠藤	雪夫	代査委員	小川	照久
農委会 委員長	立花	順一	総務政策 部	伊藤	道郎
財務部長	下山	益雄	民生部長	奥川	清次郎
保健福祉 部	松尾	秀一	経済部長	中嶋	達朗
建設部長	山本	伸一	川内庁舎 所	布施	恒夫
大畑庁舎 所	若松	通	脇野所 舎	高坂	浩二
会管総政 理出納室	大橋	誠	選挙管理 委員会 事務局長	成田	晴光

監事 委員 局長  
 查務 局員  
 教育 部長  
 教委 事務 調整 部長  
 財政 推進 部長  
 民生 部 事務 課 長  
 副市長  
 総務 課 長  
 策 劃 課 長  
 財政 課 長  
 管内 庁 舎 建設 課 長  
 民生 部 課 長  
 副市長

石 田 武 男  
 齋 藤 秀 人  
 安 藤 哲 雄  
 石 野 了  
 猪 口 和 則  
 柳 谷 孝 志  
 高 橋 聖  
 木 村 善 弘  
 福 島 伸  
 加 藤 昭 広

農委 局長  
 事務 局長  
 公營 企業 長  
 局 水道 長  
 公 局 下 部  
 総政 策 推 進 部 長  
 民政 推 進 部 長  
 建設 推 進 部 長  
 総政 策 推 進 部 長  
 財 政 課 長  
 民生 部 課 長  
 市民 課 長  
 教委 事務 課 長  
 総政 策 推 進 部 長

手 間 本 富 士 雄  
 齋 藤 鐘 司  
 花 山 俊 春  
 竹 山 清 信  
 鏡 谷 晃  
 野 藤 賀 範  
 氏 家 剛  
 樋 山 政 之  
 松 宮 康 則  
 栗 橋 恒 平

事務局職員出席者

事務 局長  
 総括 主 幹  
 主任

須 藤 徹 哉  
 濱 田 賢 一  
 村 口 一 也

次 長  
 主任 主 査

澤 谷 松 夫  
 石 田 隆 司

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

### ◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（富岡幸夫） ただいまからむつ市議会第147回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

### ◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、新谷泰造議員は、平成23年7月10日執行のむつ市長選挙における候補者として平成23年7月3日に届け出をされましたので、公職選挙法第90条の規定により、むつ市議会議員の職を辞したものとみなされました。なお、これにより議席番号3番は空席とし、議席の変更は行いませんのでご了承願います。

次に、地方自治法第121条に基づく今臨時会への説明員の出席者については、お手元に配布の名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

次に、本日この後、むつ運動公園野球場の放射性物質について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、8番新谷功議員及び24番村川壽司議員を指名いたします。

## ◎日程第2 会期の決定

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

## ◎日程第3 下北地域広域行政事務組合議会議員の選挙

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第3 下北地域広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

本件は、むつ市議会選出の組合議員に1名の欠員が生じたので、これを補充するため下北地域広域行政事務組合同規約第6号第2項の規定に基づき選挙をするものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長から指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については指名推選とし、議長から指名することに決定いたしました。

下北地域広域行政事務組合議会議員に中村正志議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました中村正志議員を下北地域広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました中村正志議員が下北地域広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま下北地域広域行政事務組合議会議員に当選されました中村正志議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

#### ◎日程第4 市長就任あいさつ

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第4 市長就任あいさつを行います。

市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) おはようございます。このたびのむつ市長選挙におきまして、多くの市民の皆様並びに議員各位のご信任をいただき、引き続き市政のかじ取りを任されることとなりました。この場をかりて改めて心より感謝を申し上げる次第であります。

振り返ってみますれば、杉山前市長の急逝に伴う平成19年7月の市長選挙に当選して以来、愛するむつ市を少しでもよくするために、無我夢中で休むいとまなく走り続けてきた1期目の4年間であったと思っておりますが、このたびの選挙戦における圧倒的ご支持は、懸案でありました庁舎移転と1年前倒しでの赤字解消という大きなハードルを達成することができたことへの評価もいただいた結果であったと受けとめております。重ねて

感謝を申し上げたいと存じます。

2期目の市政担当におきましては、これにおごることなく、初心に立ち返り、「日々新たなり」ということを胸に誠心誠意努めてまいりたいものと決意も新たにしているところであります。

2期目における私の仕事は、これまでの私の基本理念である「まちづくりの主役は市民の皆さん」など、1期目の公約として掲げた7つの柱をさらに進化させ、また深めていくことに加え、むつ市民一人一人があすへの期待と夢を膨らませることのできる「希望のまち・むつ市」をつくり上げていくことであります。

具体的には、大きく3つのテーマを皆様にお約束いたしました。1つには、「持続可能な財政運営」、次に「ネクスト50へのさらなる基盤づくりと飛躍」、そして「市民協働・参画の社会づくり」であります。

「持続可能な財政運営」においては、3つの診療所の不良債務を圧縮していくとともに、基金積み立てによる財政の柔軟性を確保しながら、中長期的な展望に基づいた計画的財政運営の実現を目指します。

「ネクスト50へのさらなる基盤づくりと飛躍」では、「むつ市のうまいは日本一！」のキャッチフレーズのもと、ムチュランやムチュリーなどの応援も得て、これまでも力を入れてまいりました第1次産業の振興とともに、地域内に数多くある観光資源を整備、充実させることで、その魅力にさらに磨きをかけ、交流人口の増加につなげてまいりたいと考えております。

また、道路整備等、市民生活に直結する事業はもちろんのこと、文化財、歴史資料等展示施設の設置や電気自動車導入事業など、新たな施策にも積極的に取り組み、地域としてのアイデンティティを高め、確実なステップアップを目指してまいります。

大きな柱として、雇用機会の拡大に向けた企業力の向上、学力向上と健全育成のための小中一貫教育の推進、医療、福祉、保健等の充実などにもこれまで以上に力を注いでまいりますし、電源立地地域対策交付金を活用した電気料金還元事業についても検討していくこととしております。

そして、3つ目の「市民協働・参画の社会づくり」では、既にワークショップやパブリックコメントなどにより市民の参画をいただき、水源池公園周辺の整備構想を進めております北の防人大湊地区都市再生整備計画事業を初め、今年度予定しておりますむつ市スポーツ振興計画策定事業にもアンケートなどにより市民意見を取り入れていくとともに、新たな広聴制度として市の重要施策等の計画段階、実施段階等で市民からの意見や評価をお聞きするメールモニター制度も導入し、市民満足度の把握に努めてまいります。

さらに、市の予算等についてわかりやすくお伝えする「なかみの見えるむつ市の予算」を既に各家庭にお配りしておりますが、予算編成段階においても市民の声が十分に反映されるような手法を検討してまいり予定であり、まちづくりの主役は市民であることを共通の認識とし、市民と行政が手を携えながら、愛する郷土を「希望のまち・むつ市」とするために、ともに歩んでまいりたいと考えております。

これらの施策に加え、このたびの東日本大震災を教訓に大規模災害時の情報伝達の確実性の向上や非常用食料の備蓄、避難所における電気の確保のための発電機等の備えなども行い、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

震災後の復興見通しなど、いまだ不透明な部分が多い中で、「希望のまち」への道のりは決して平坦なものではないことは十分承知しておりますが、これまでの1期4年間に取り組んできたこと、なし得てきたことを礎に、初心に立ち返り、新た

なかじ取り役として果敢に取り組んでまいりたいものと思っております。

議員各位におかれましては、私の心情をお酌み取りいただき、なおより一層のご理解、ご支援を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます、私の2期目に当たっての決意表明とさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（富岡幸夫） これで市長就任あいさつを終わります。

## ◎日程第5 行政報告

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第5 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） むつ運動公園野球場から放射性物質が検出されたことについてご報告申し上げます。

本件の対応の手順につきましては、緊急性を要したことから、議員各位へのご報告が遅くなりましたことをおわび申し上げます、ご理解を賜りたいと存じます。

むつ運動公園野球場改修工事につきましては、施設の老朽化に伴い、昨年11月より行ってきためのであり、既に内野部分の混合土の入れかえ及び外野部分の張り芝の敷設を終えた状態でありましたが、去る6月13日、宮城県企業局より「むつ運動公園野球場改修工事に使われた土壌改良材に放射性物質が含まれている可能性がある」との報告を受け、翌14日に土壌改良材を生産した業者等による野球場内及び周辺の放射線量の測定を行ったところ、野球場周辺地域においては1時間当たり0.04マイクロシーベルトであったのと比較して、野球場内においては1時間当たり0.47マイクロシーベルトという高い数値が確認されました。

市としましては、専門的知見を得て科学的根拠に基づいた判断をするため、詳細な分析結果を得るべく、財団法人日本分析センターむつ分析科学研究所へ調査、分析を依頼いたしました。

7月19日にご報告いただきました調査・分析結果によりますと、当野球場内野部分の放射線量は、最大値で1時間当たり0.54マイクロシーベルトであり、混合土の土壌調査における放射能は、最大値でセシウム137が1キログラム当たり1,000ベクレル、セシウム134が1キログラム当たり890ベクレル検出されました。

また、その後の調査で張り芝の搬入元が茨城県であることがわかりましたことから、張り芝と野球場からの排水等を調査したところ、外野部分に使用された張り芝の調査結果におきましても、放射線量は最大値で1時間当たり0.15マイクロシーベルトであり、放射能はセシウム137が最大値で1キログラム当たり760ベクレル、セシウム134が最大値で1キログラム当たり690ベクレル検出されました。

これらの結果に基づく財団法人日本分析センターむつ分析科学研究所の所見によりますと、1つ目として、放射性物質が含まれた混合土と張り芝については、いまだ基準が定められていないことから、国による基準設定を待つ必要がある。

2つ目として、野球場のグラウンド利用に伴う被曝線量は、外部被曝と内部被曝を合わせても、公衆の年線量限度である年間1ミリシーベルトを下回っており、健康影響の面では問題とはならない。

3つ目として、野球場の排水からは放射性物質は検出されなかったというものであります。

市といたしましては、この調査結果を踏まえ、健康影響面では問題としないとの意見をいただいたものの、市民の皆様のご心配を一刻でも早く解消し、安心して野球を楽しんでいただけるよう、

今般改修工事に使用した混合土と張り芝は撤去し、新たなものに入れかえるとの方針を優先したところであります。

現在放射線量がふだんと比べて高い値を示しているのは、野球場内に限定されておりますことから、野球場は立ち入りを禁止し、混合土等の飛散防止のため、内外野ともシートで覆う等の措置を講じておりますが、公園内の他の施設は通常どおりご利用いただける環境にあります。引き続き近隣にお住まいの皆様を対象とした説明会を初め、市民の皆様への広報活動に意を用いてまいりますほか、運動公園全体の環境監視体制を継続してまいります。

今後の具体的スケジュール等につきましては、現段階でお示しすることはできませんが、国の動向を見きわめながら慎重に進めてまいりたいと考えているところでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。23番 浅利竹二郎議員。

○23番（浅利竹二郎） これまでの経緯について、3点ほどお尋ねします。

宮城県では、それまで宮城県内でどのような調査、対応をして本市に通報に至ったのか、まずそれが1点。

今ご説明によりますと、宮城県から連絡があった6月14日に放射線を測定しておりますけれども、その段階で発表しなかったのはなぜか。

さらに、7月19日に日本分析センターむつ分析科学研究所からの調査・分析結果の報告を受けてから発表しておりますけれども、最初に放射性物質を確認した6月から1カ月以上たっているわけです。社会的重大性にかんがみまして、市民に未公表の期間として長くはないのかという感じを受けますけれども、その3点についてお尋ねいたし

ます。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 3点のお尋ねでございますけれども、私からまず1つだけ回答させていただき、その余につきましては、担当部長よりご回答申し上げます。

まず、1カ月間、6月13日に宮城県企業局から連絡がありまして、そして翌日の6月14日に放射線量を測定しております。その段階では、土壤改良材を生産した業者等による野球場内及び周辺の放射線量の測定というふうなことでございまして、あくまでも我々とすれば科学的根拠、この部分においては彼らは科学的根拠をもとにして測定をしたわけでございますけれども、自治体といたしましてはしっかりと責任を持った形の分析をして、公表するというのが私はとるべき道だというふうな判断をいたしまして、当市で誘致いたしました日本分析センターむつ分析科学研究所、ここへしっかりとこの対応、調査、分析をお願いしたということでございます。やはり科学的根拠をなしにその部分において後出して、例えば土壤の部分が年1ミリシーベルト以下でありますものの、このことによってそれをまず一たん公表いたしますと、それでは芝はどうか、それ以外の土壤はどうか、排水はどうか、そういうふうなこと、全体的なことをしっかりと科学的根拠に基づいて分析をした結果、これを公表するのが行政体としてのあるべき姿というふうなことの判断に至り、7月19日15時に日本分析センターむつ分析科学研究所から正式な分析結果が寄せられましたので、それをもってして臨時の記者会見を行い、そして発表に至ったという経緯でございます。

その余につきましては、担当のほうからお答えいたします。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 市長答弁に補足説明をさせていただきます。

宮城県の調査及び対応はどのようになっているのかというご質疑でございますが、宮城県企業局からの連絡によりますと、企業局では3月25日から水道水に含まれる放射能検査を毎週行っておりますが、東京都の浄水場で浄水発生土から放射性物質が検出されたという報道があったことを受け、5月24日に浄水発生土の搬出を凍結、そして6月2日に放射能検査を行ったところ、人工放射性物質が検出されたことから、その浄水発生土から土壤改良材を生産している処理加工業者の3月11日以降から搬出を凍結するまでの間、その流通を調査いたしましたところ、むつ市の野球場の改修工事に使用されたことがわかったというもので、連絡のために6月13日に同企業局職員が当市を訪れまして、そういう連絡を受けたということになってございます。

○議長（富岡幸夫） 23番。

○23番（浅利竹二郎） これまでの経緯につきましては、それぞれの担当部署で最善を尽くしてこういうふうな形になったということで、了としたいと思えます。

それで、これからのことについて現実的な問題なのですけれども、まず撤去する土、芝はどこに持っていくのか。

それから、入れかえ費用とか、これからいろいろ経費がかかると思うのですけれども、これはだれが負担するのかお尋ねします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 原則的に撤去ということでございますので、今後土と芝、この部分についてはどういうふうな形で、どの場所に、まず仮置きするのか、それとも直接そのところに、移動先に納めてしまうのか、今その検討をしております。また、国の動向もございまして、国のほうでは、日

々変わる報道の状況でございませけれども、5,000ベクレル以下だったでしょうか、その部分については処分場でオーケーだとか、かなり変わっております。そういうふうなところを見きわめながら、仮置きして野球場の使用を先行するのか、そういうふうなことで今検討をしております。

それから、費用につきましては、今専門家と相談をしているというふうな状況であります。第一義的には原因者が負うべきものだろうと思っておりますけれども、その部分もあわせて今相談をしておるところでございませ。

○議長（富岡幸夫） 23番。

○23番（浅利竹二郎） わかりました。

それで、今後もこのような事態、事象が生起すると思うのです。放射線に汚染されたものが入ってくる可能性があります。むつ市では、どのような予防措置を講ずる考えなのでしょう。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） この事案が発生いたしましたから、ただちに依命通達ということで、副市長名で各さまざまな事業関係を行っている部に対しては、事前の調査、それをしっかりとやるように、そして体制をしっかりとって、こういうふうなことが、後になってから判明するようなことのないようにということで、通達を出しているところあります。

内容につきましては、担当のほうからお話しします。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 財団法人日本分析センターむつ分析科学研究所から検査報告をいただいた7月19日、その後市が発注する建設事業等においては、6月16日に国が示した基準、下水道処理等の汚泥の副産物、汚泥からつくられる製品ということで、暫定的な考え方が示されておりますけれども、これらに加えて市においては独自の

調査と、そしてまた関連事業者に対する周知というものを内容とした依命通達をすることで、再発防止に努めております。

細かく申し上げますと、例えば設計において、上下水道等の副産物を原材料として使用される場合には、例えば現場説明事項書及び特記仕様書というものがございませますが、その中で放射線測定を行うよう義務づけてございませ。

しかしながら、このような再発防止策と申しますのは、全く対症療法にしかすぎないと。抜本的な改善という意味では、国による明確な基準の整備、そして流通におけるチェック体制といった根本的な対策が必要になってくるのではないかとというふうに思っております。

以上でございませ。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。25番 中村正志議員。

○25番（中村正志） 何点か質疑をさせていただきます。浅利議員と若干重複する部分があるかもしれませんが、お願いをしたいと思います。

まず1点目といたしまして、なぜ放射性物質が含まれている資材が使われてしまったのかということです。これは、どういうことかといいますと、恐らくだと思っておりますが、工事等々する場合には、こういうものを使いますよみたいな納入仕様書なり、そういうふうな報告がされて、役所のほうで許可したらいいですよというふうな形で進められていくものだと思っておりますが、そういうふうな部分でのチェックができなかったのかどうか、まずそれが1点目です。

2点目といたしまして、報告によりますと、混合土でセシウム137が1,000ベクレル等々ありましたけれども、今部長の説明でもありましたとおり、汚泥や焼却灰だと思っておりますが、8,000ベクレル以下については管理型の処分場に埋め立て可というふうになっていると聞いておりますが、今のシ

ートをかけたままの状態での措置が、それをある程度続けるといのは、措置として正しいものなのかどうか、そこら辺のことをお聞きしたいと思います。

また、今後の具体的なスケジュールについては、現時点では示すことができないというお話でありましたが、そうであるならばどのような条件が整えばスケジュール等を定めることができるのか。これ3点目です。

4点目ですが、この問題における対応なのですけれども、市がとった対応につきましては、説明を聞いておりました理解はできますが、一部どうしても納得いかないところがございます。6月14日に測定をしてわかって、7月19日に日本分析センターむつ分析科学研究所のほうから正式な回答が来た。この間の約1カ月ちょっとは、市としてはどのような対応をしていたのでしょうか、そのことをお聞きしたいと思いますし、あそこはやはりたくさんの方が利用する施設でございました。陸上競技場はもちろん、その隣にある公園なんかでもたくさんの子供が遊んでおります。私もこの間に娘を連れて公園に行ったりもしましたが、要は何が言いたいのかといいますと、このようなたくさんの方の事例が全国で起きている中での対応は、考え得ることはもっともとすべきだということなのです。科学的な確実な因果関係が設定できないような部分もございます。そういうときに、科学的な合理性を超えた対応というのやはり今の時点ではとっておくべきではなかったかということなのです。確率的には低いのかもかもしれませんが、安心のためには6月14日の時点でしかるべき手を打っておくべきではなかったかということです。今回、結果としては健康に影響がないということで安心はしているわけなのですが、これが万が一そうでなかったときのことを考えた場合、6月14日の時点で今やっているようなシート

で覆うとかというふうなことをやっておいても、今の時点として市としてはそうやっておいたほうが評価がもっと高く上がっていたのではないかなというふうには感じております。疑いがあるけれども、結果が出るまで何もしない。結果としては全然よかった。それはいいのですけれども、要はその間です。今食べるものでも何でもこれだけ皆さんが不安になっているときでありますから、そのような手を打っておくのもあったのではないかなということについて、市長のご所見もお伺いしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） こういうふうな混合土がなぜ使われたのかというふうな1点目でございますけれども、その部分においてはチェックがなかなかされていなかったというふうなことは否定はできない、その指摘は否定はできないものと、このように思い、ただちにその部分についてはしっかりと、先ほど担当のほうから説明いたしましたように、通達を出し、さまざまな観点から事業等が実施される場合、建築資材等々ひっくるめて、そのチェックを厳しくするということの体制をとったところでございます。

それから、シートをかけておくのが、これはいつまでなのか、正しい処理方法なのかというふうなことでございますけれども、まず6月14日の段階で、これは年間被曝線量の1ミリシーベルト、この部分に達しておりません。その意味からしては、大丈夫であるというふうな判断をいたしたところであります。しかしながら、その部分においては、先ほどお話をしましたように、芝の問題、そしてまた土壌分析の問題、線量でありますので放射性物質の放射能の強さと申しますか、濃度と申しますか、そういうふうなものがやはり正確に把握できないうちにその部分で発表してしましますと、先ほどお話をしましたように、ならば排水

はどうなのか、そしてまた周辺、その部分においてはどうなのかというふうな、本当に風評被害的なもの、こういうふうなものが出てくる懸念があり、さまざまなところに波及していくと、こういうふうな判断をいたしたところであり、日本分析センターむつ分析科学研究所のその根拠に基づいた正確なものをお示しすることが行政判断であると、行政としてのとるべき道であるというふうな判断をいたしたところであります。

疑いがあるということだったら、結果が疑いがあるから早く出すというふうな形、これもまた一つの方法かと思えます。しかしながら、疑いがあるということなのですけれども、まず宮城県から来た業者、これは当事者でございます。その部分において1時間当たり0.47マイクロシーベルトというふうなことで、年間に換算しても基準である1ミリシーベルトを下回っているというふうなことでございます。その部分においては、もう工事が進んでおりまして、立入禁止というふうなことでございます。その部分において工事を進めている段階でありましたので、そういうふうな判断をしたというふうなことでございます。1つは、やはり年間の基準内であるというふうな、しかしながらこれは日本分析センターむつ分析科学研究所、権威のある科学分析によるというふうなものを我々はもっともっと厳しく分析をする必要があるというふうなことでございました、土壌についても、芝についても。そういうふうなことを指示をし、分析を求めたわけでございます。

日本分析センターむつ分析科学研究所におかれましては、全国各地からその部分の分析が非常に多く寄せられておりまして、むつ市を優先的にというふうなことをいいますとちょっとあれなのですけれども、ご配慮をいただいて、約1カ月程度でその分析を済ませて、公表するに至ったというふうなことでございます。

シート、この部分においては、今後撤去した芝、そして混合土、この行方が決まった段階でそれを搬出し、シートを外していくと。シートはあくまでも飛散防止、このことに今視点を置いて、飛散することによってほかへの影響、そういうふうなことを考慮して、飛散防止ということの対応をとった次第でございます。

では、補足をさせます。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 議員のほうから材料の承認というふうなお話でしたが、その点について補足をさせていただきます。

改修工事に使用いたしました土壌改良材は、発注者、受注者、契約直後の昨年12月、このときに落札業者のほうから工事に使用する材料の承認願というものがございました。市は承認したわけですが、もちろんこの時点では福島第一原子力発電所は通常の運転をしておった時期でございまして、何ら問題になるものではございませんでした。その後、宮城県企業局からの連絡等によりまして、使用した土壌改良材の生産地が宮城県の白石市にある浄水場であったということ、また張り芝の生産地につきましても、茨城県のつくば市であったということがわかってまいりました。最終的には、いずれの製品も3月14日前後に発生した福島第一原子力発電所の水蒸気爆発、その前後に生産したということがわかってまいりました。そして、この2品目の原材料が宮城県企業局から連絡をいただいたときには、もう既に内野と外野に使用されてしまっているという状態でした。

なぜこのような経緯をたどったかと申しますと、野球場に使用された土壌改良材の生産地、これは白石市と言いましたけれども、福島第一原子力発電所から直線距離にして80キロ、そして同じく張り芝の生産地は茨城県つくば市でございます

が、直線距離にして約170キロ、国が制限区域に設定した福島第一原子力発電所を中心とした半径30キロ、計画避難区域ということでございますが、この区域の外に位置していたこと、そしてもう一つ、問題の原材料が搬入された時期、4月から5月にかけてでございますが、その時点ではそれぞれの生産地に放射性物質が広がっているという情報がまずなかったということ。また、これら2品目に関する国の基準も全く示されていないことなどによりまして、私ども行政が施工業者等に対しまして先手を打つ材料がなかったと、そのまま通常の流通網に乗ってしまったというのも原因の一つに挙げられるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 25番。

○25番（中村正志） 何点か答えが漏れたところがありますので再度お聞きしますが、今後のスケジュールです。どういう条件が整えば発表することができるのか、これをお答え願いたいと思います。

今対応の問題出ました。そこだと思っております、今の原子力関係のさまざまな放射線関係の問題は。すべて後手後手なのです。国のほうでそういうふうな情報を開示していないし、だけれども、後からになってみると、その時点ではもう国のほうではこういうふうなことはわかっていた。そういうふうな状況が続いているものですから、打てる手はやはり打つべきだと思っております。放射線は、浴びなければ浴びないことにこしたことはありませんし、これが例えば線量が低いからといって、長い間浴びればどのような結果が出るかということは、まだ科学的には証明をされておられません。やはりそういう意味で、非常に市民の方々は不安に思っていると思っております。それを払拭するために、できること、考え得ることは、早目早目に打っていただきたい。そういう姿勢がやはり市民を安心させると思いますし、役所のほうの対応とし

ても評価が上がるものだと私は思いますので、今回は済んでしまって、線量的にも問題がないということだったので安心ではありますが、今後またどういうふうなことがあるかわかりませんので、その点はぜひとも考えていただきたいと思います。

今後のスケジュールの部分だけお答えを願いたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） このスケジュール、どんな条件が整えば撤去というふうなことになるのかということで、手前どもとすれば、とにかく飛散防止ということで、これは早く手を打ったということでご理解をいただきたい。シートで覆っている。そして、さまざまな広報手段を通じてお伝えをしている。早目早目というふうな、できること、その部分については手を打っていると、このようにご理解をいただきたいと、このように思います。

どんな条件がと、先ほど来もお話をしましたけれども、放射線量は基準以下なのですけれども、土壌についてまだ正確な、例えばグラウンドに適する土壌、この部分については放射性物質の量、そういうふうなところの数値が国のほうからまだ現在示されておらない状況でございます。その部分の推移を見ていかなければいけません。しかしながら、基準値内だからといって撤去をしないで、シートを外して使用してもらおうかということ、私はその姿勢はとりません。これは、やはり安心感を持ってもらうために撤去という方針を貫きたいと、こういうふうな思いでございます。

そしてまた、野球場以外、この部分についても日本分析センターむつ分析科学研究所による正確な分析がなされ、排水もオーケー、そして湧水もオーケー、そして土壌の汚染も全くなしと、自然放射線量と全く変わらないというふうなことで、

これまでどおり使って結構でございます。

野球場に限定されておるわけでございますので、この撤去方法については、国の動向、これをまた見ていかなければいけませんし、さらに撤去の撤去先、仮置きするのか、それとも最終的に撤去していくのか、こういうふうなところ、その費用はどれほどなのか、その費用の請求先はどうなっていくのか、そういうふうなところも見据えて、早目早目の手を打っていきたい。早目早目に手を打っていく必要があるというのは、中村議員とそれは本当に軌を一にすることでございます。そういうことでございます。

○議長（富岡幸夫） 25番。

○25番（中村正志） 市長が説明されましたとおり、国のほうでも取り扱い基準のほうは示していますが、最終的な処分についてはまだ示していないというのが現状でございます。現実的に考えますと、管理型処分場でのというふうなものが多分現実的であろうとは思いますが、そうなったときに、市内、県内見回してそのような引き受ける場所があるのかどうか。また、あるいはそのあたり検討に入っているのかどうか、お答えできればお願いしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 一部報道されたところで、先ほど8,000ベクレルだったのでしょうか、私は5,000ベクレルだったのかなと、ちょっと思い出せませんが、そういうふうな基準が示されて、その部分においては管理型の処分場というふうな部分で報道されたということは承知しております。その数値等については、ちょっと細かく覚えておりませんが、そういうふうな形で、一応報道はされましたけれども、国のほうからさまざまな通達、こういうふうなものがまだなされておられません。

先ほどにまた話が戻りますけれども、今うちの

ほうの野球場は1,000ベクレルでございます。例えば5,000ベクレルまでは使ってもいいよというふうなことがあっても、私は撤去するというふうな形。本当にあの部分においては多くの市民の皆さん方がご利用していただくわけでございますので、その部分においてはピュアに対応していきたいと、こういうふうに思います。

そして、処分先については、今後さまざまな基準が出されるはずでございます。その部分において対応していきたいと。いついつまでというふうなこと、これは国のほうにもこの情報が届いておるようでございます。また、事業者のほうにも届けております。そういうことでのさまざまな動きがこれから出てくるものと。また、県のほうにもそういうふうなことでの情報はお届けしておりますので、早い展開を私どもとしては期待をしておりますし、その展開に応じて早く対応していきたいと、このように思っております。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。15番 白井二郎議員。

○15番（白井二郎） ただいまの市長の行政報告のむつ運動公園野球場の放射性物質についてお尋ねします。

市長の報告の中では、市民の皆様のご心配を一刻でも早く解消して、安心して野球を楽しんでいただけるよう頑張りたいと。そして、芝、混合土は撤去するということなのですが、最後のほうにあります、「今後の具体的スケジュール等につきましては、現段階ではお示しをすることはできませんが、国の動向を見きわめながら、慎重に進めてまいりたい」ということで結んでおります。ということは、いつになるかわからないということにもなると私は思っています。今年度中に撤去されるのか、また来年度中に入るのかちょっとわからないと。先ほど同僚議員の中村議員も質疑されていますのであれなのですが、私が言いたい

は、ここを利用している方がいるわけですが、少年野球とか朝野球の方とか。これを撤去しなければ大会もできないし、利用はできないわけです。その対応の仕方はどのようになって、今後どのようにするのかをまず1点お聞きします。

もう一点なのですが、ここの運動公園は指定管理者になっております。私たちへの報告には、運動公園の中で野球場を除いたほかは指定管理者がそのまま継続して、野球場は抜かすということなのですが、これ当然指定管理者には指定管理料を払っているわけです。ということは、利用できないわけです。金が入ってこないと思います。その対応を指定管理者のほうと話し合っているのか、その辺のところを踏まえてお聞きします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私壇上でお話をした部分での今後の具体的なスケジュール等につきましては、現段階でお示しすることはできませんがということでございますけれども、先ほど来白井議員もお話のとおり、同僚議員の皆様方にご説明をしたとおり、今後国の動向、果たしてこの土壌がどういうふうな形のところにその処分をしてもオーケーなのか、そういうふうなところがまだ明確に示されておりません。この部分において対応をしていかなければいけないだろうと。ただちに仮置きをして、仮置きする場所についても、やはりこれは十分地域の方々だとか、また海、そしてまた川、そういうふうなものに対しての環境に対する影響、こういうふうなもののないような形でのしっかりとした、シートでただ覆うだけではなくて、ビニールシートみたいな袋に、非常に強いビニールシートがあるのだそうですけれども、それにしっかりと詰め込んで、積み上げていって、仮置きすると、仮置きの場合。それとも直接処分ができるというふうな、そういうふうな部分。それらを今検討を深めているところでございます。この部

分において、いついつまでということになりますと、なかなかそこはまだ厳しい状況でありますので、この部分のご理解をいただきたい。

そしてまた、利用者の方々もご心配をされておりました。少年野球だとか、朝野球、そしてまた熟年野球とかさまざまな形の中で、新しい球場が7月の上旬にはオープン、芝も直して、そういうふうな形でスケジュールを組んでおいた各団体もございました。その部分についておわびを申し上げながら、周辺の野球場、大畑の野球場、非常に立派なものもございます。川内も立派な野球場がございました。そちらのほうのご利用をしていただくとか、またそれで足りない場合は隣村の野球場のご利用をお願いするとかというふうな形で、そのスケジュール調整については各団体のほうにおわびを申し上げながら、ご利用していただくようにお知らせを申し上げておるところでございます。

指定管理につきましては、担当のほうからお答えいたします。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 議員お尋ねの指定管理についてでございますが、もちろん指定管理契約書の中では、協議書といたしますが、の中では、例えば入ってくる収入、野球場の使用料、そういうものと、またその管理に要する経費というものがあって、それらの中で指定管理料というものが決まってくるわけでございます。そういった面では、当然ながら野球場は全く使えない状態が続いておりますし、これは管理経費から考えてどうなるのかとか、例えばその分、その期間というのは、使用料収入がないわけでございますので、その辺の数字をある程度積算し終わった段階で指定管理者のほうとは協議したいというふうにご考えております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 15番。

○15番（白井二郎） 当然国の動向を見きわめながら、市長の考え方は先日の報道では東京電力のほうにも責任があるのではないかなという書き方がされておりましたが、ぜひ早目に復旧して、楽しい野球ができるように努力をお願いしたいと思います。

なお、指定管理者のほうとはよくお話をされまして、よろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。6番澤藤一雄議員。

○6番（澤藤一雄） いろいろ質疑が交わされておりますけれども、被災地におきましてはこのグラウンドの放射能を含んだ表土を天地返しをして、その現地に埋め立てをするという処分を、恐らく仮なのかとは思いますが、そういう処分の方法が報道されております。そして、このままでいくと市内で処分するというようなことになるのか、これが1つです。

そして、先ほどの市長の答弁の中に、管理型の処分場に仮置きをする、強度の高い土のう等に入れて仮置きをする場合もあるというような答弁がありました。アックスグリーンの熔融炉が故障した際に、大畑の処分場に2,000トンの未焼却の可燃ごみが投棄されたという事例もございまして、大畑の人たち、非常に懸念をしております。この辺についてご答弁をいただきます。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 被災地の話がございましたけれども、それが本格的な形の処分なのか、仮置き、仮処分なのかというふうなことは、ちょっとよく私承知しておりません。それらの情報は、こちらのほうでまたよく研究してみたいと、こう思います。

大畑の地区というふうなことでの話がござい

ましたけれども、さまざまな観点から今、市内なのか、それとも……本当は全部戻したいです、来たものは。そういうふうな思いはしております。しかしながら、それが可能なかどうか、それらもひっくるめまして今検討しているというふうなことでございます。非常にその部分においては、私は本当に不快な思いをいたしております。そういうふうな、はっきり言って汚染されたもの。しかし、これは宮城県です。茨城県でございます。隣接の県でございます。例えば先ほどちょっと担当のほうからお話をしましたように、30キロ圏内というふうなことで、そこから発生したそういうふうな土壌ですと、すぐ感覚的にわかると思えますけれども、想定外という言葉は使いたくないのですけれども、意外な感じいたしました。それが宮城県の浄水場の土から出てきたものをまぜた結果こういうふうな形に出ているというふうなところ、本当に意外な感じをして、この事案を私とらえました。まさしくこれはしっかり対応していかなければいけないというふうな思いでございます。今後、今お話がございましたその処分場、大畑の処分場というふうな形をお話ししましたけれども、それらもすべて市内の部分でございますので、この部分の中での検討をしていかなければいけないだろうと、こういうふうな思いをいたしております。ただ、その部分においては、それを受け入れるだけのキャバがあるかないか、こういうふうなものにもなってくると、こういうふうな部分になりますので、撤去する土の量、芝の量、そういうふうなものをしっかりと見きわめながら対応していかなければいけない事案であると、こういうふうに思っております。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（澤藤一雄） 現地に戻すという方向でぜひ頑張ってくださいと思います。市内どこに行っても、恐らく迷惑なものになるわけで、市長言

われたように水質の汚染、あるいは水産業への風評被害ということも含めて、非常に地元としては厳しい対応になると思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。13番 山本留義議員。

○13番（山本留義） 新聞報道以来、私どもの近くの1次産業、特に海で生活のなりわいしている人たちが本当に心配しておりました。このセシウムというのは、土の中に浸透していくものかどうか、まず1つ聞きたいと思います。

そして、恐らく市長の今までの説明ですと、確かに今の土にしても、芝生にしても、基準値内ということで、それでも市長は撤去するというので、そういう英断したこと、市民にとっては本当にすばらしいことだと思っています。ただ、費用について、結局基準値以内であれば、これからいろいろさまざまな方面にその経費を、どこにするのかわからないけれども、基準値以内となればそういう経費も恐らくなかなかないと思うのです、よそで出すのが。その中でもやっていくということは、本当に市長は市民のことをすごく思っている市長でありますので、経費かかってももちろんしなければならぬのですけれども、今撤去するに当たり、今市長はビニールの厚い袋とかという方法もあるということですが、恐らくこれ1年もそのままにしておくわけにいかないのも、もしできればそういう袋に入れて、ただシートかけるだけではなく、650立米でしたか、これは土と芝生の部分を含めてですか、その辺も聞きたいのですけれども、相当の費用かかると思うのですけれども。ただ、新聞報道でも、市長も先ほど話したけれども、その責任、経費のですよ、責任を市長はもらえるというものであるのかどうかを含めて説明をお願いしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） これは素人でございますので、日本分析センターむつ分析科学研究所のお話でございます。セシウムが水に溶けていって、地下に浸透していくのかというふうなことのお尋ねでございますけれども、住民説明会での日本分析センターむつ分析科学研究所のお話を聞いた限りでは、1960年代、かなり世界で原爆の実験だとか、そういうふうなものがあって、非常にセシウムが全世界的に拡散したというふうな事案があったと。その際の部分のセシウムも、数センチから数十センチくらいの幅の中で土壌の中にそれがあるといって、浸透していって地下水を汚すとか、そういうふうなものの懸念はないというふうな説明があったように私は記憶しております。その部分については詳しく、専門ではありませんけれども、専門家から聞いたご説明をさせます。

それから、費用の部分でございますけれども、つまり今1,000ベクレル、そして放射線量が0.5程度でございます。これは、あそこで1日8時間野球するとして、そして年8カ月あそこの部分で、そして8時間、そういうふうなことを計算しても0.5ミリシーベルトということで、年間の基準内でございます。1ミリシーベルト以下でございます。それでも撤去する。そして、国から例えば5,000ベクレルのものは土壌としてオーケーですよと、こういうふうな基準が示されたらどうするのかというふうなことも悩みました。しかしながら、これは安全安心というふうなことを我々しっかりと対応していかなければいけないもので、これは撤去しようという判断に至ったわけでございます。その部分においては、安全だということな、基準値内ですから安全だということになると、この撤去の方法もまた変わってくるのではないかと。撤去はします。撤去はしますけれども、しっかりと管理される袋の中に閉じ込めて、そして安定をさせていくというふうな、地下埋設なの

かどうかわかりません。そういうふうなところの対応の仕方もある程度国のほうから示されてくるものだと、このように思っております。

費用については、その部分においてはできる限り当事者等には求めていきたいと、こういうふうな思っております。そのことが先般の報道された部分でございます。

その余につきましては、担当からお答えいたします。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 議員のほうからセシウムは土に浸透するのかなという内容でございますが、これも日本分析センターむつ分析科学研究所所長のお話の中でございますが、セシウム自体、性格的に非常に水には溶けにくいというような性格がございまして、たまたまむつ運動公園野球場の場合は、混合土、まぜたものを15センチ使っております、その部分は15センチに限っては地下に浸透したという表現が適切かどうかかわからないのですけれども、15センチぐらいまでであると。ただし、例えば福島県の小・中学校、学校の校庭ですね、その場合でもセシウムは、これは全部まぜて入れたわけでございまして、表面の数センチにだけ残っていると。国の処理方法といたしましても、表面を削って搬出なささいということで、搬出の基準というのは示されていないわけでございますけれども、セシウムと水との関係というものは溶けにくいというような状況でございます。

もう一つ、立米数はどのぐらいかということですが、議員先ほどおっしゃいました650立米、これはほぼ内野部分、内野のフェールの部分も含めた立米数で、全体としては2,000立米程度の搬出量になるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 13番。

○13番（山本留義） そういう意味では、撤去することに私も大賛成ですし、むつ市の一般財源から金を出してでもそういうことはしていただきたいと思っております。ただ、今話題になっている牛肉なんかも、岩手県までそういう意味ではもう来ているのです。例えば中国で需要されているナマコ、湾内ではそれで生活している人もいるのですけれども、そういう意味において風評被害、去年の3.11前の半値にもなっていると、そういう話が現実なのです。そういう意味では、そういう少ないものでも早く撤去して、そういうものがこのむつ市にないということをきちんとしていただきたい。そういう思いから、早目に撤去するなら撤去して、きちんと処理してほしいなということを要望して終わります。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 何点か質疑させていただきませぬ。

まず、流通関係のことでちょっとお聞きしたいのですが、混合土とか芝というのですが、これは産地としては茨城とか宮城、あっち方面でしか手に入らなかったものなのかどうか。それとも県内でも探せば手に入ったものなのかどうか、このところちょっと確認させていただきたいと思えます。

それと、6月13日にわかったけれども、7月19日にシートを張ったという対策をとったのですが、やはりそういう点ではわかった時点でシートをかぶせるという対策がとられるべきではなかったかなと思うのですが、そのところを、なぜそうならなかったのかというのをお聞きしたいと思います。

それと、文章にあります、今後監視体制を強めるというふう書いております。具体的にどういう監視体制になるのかというのをお聞きしたい

と思います。

それと、澤藤議員も言いましたけれども、何か市長の答弁聞いていると、ここのむつ市でこの土を処分しなくてはいけないというふうなニュアンスがかなり強いのですが、私はそういうことすら検討すべきでないと思います。全部返却すると、こういう形で検討してもらいたい。私も市民からかなり言われました。何でそういう土、仕方なくむつ市で処分しなくてはいけないのかと。それこそ不良品であれば、全部返すのが当たり前です、この資本主義社会では。しかも、どこかの業者が腐葉土ですか、放射能が出た腐葉土が店頭に並んでいるというのは自主回収したのです。こういうのが資本主義のルールとなっているのです。それがなぜ自治体間であれば、こっちに持ってきたのだからこっちで処分せざるを得ないと、こういうふうな形になるのかというのがわからない。市長、こっちで処分するという立場は全然検討しないで、返すという立場で検討できないものかどうか。これは、強く言わないと置かれてしまいます、市長がそういう悩んでいるような立場であれば。だから、返してください。それこそ不良品ですから。そういう立場で臨んでもらいたい。そのところをしっかり聞きたいです。こっちで処分する必要ないです。どこだって受け入れるわけない、むつ市内の周辺の住民。私市民からかなり強く言われましたので、これは本当に強く言っておきたい。返してほしい。そのところをしっかりと、市長がその立場に立たないとうやむやになって置かれてしまいます。そういう立場で交渉してください。ここのところの考え方をお聞きしたいと思います。

それとあと、健康上、1ミリシーベルト以下だから大丈夫だと言うのですが、セシウム134、137というのは、人工的に作り出した放射能だから、人間だとか、特に子供なんか、なれていないので

す。自然の放射能の1ミリシーベルトという基準は、自然の放射能は地球の歴史が50億年ですか、その中でずっとずっと出てきている放射能だから、これは体はなれているからいいのですが、セシウム137、これ半減期が30年、しかも人工でつくったものだから人類はなれていないから、こういうのはしっかりとそういう、安全だということではなくて、そういう危険性もあるという最新の知見も出ていますから、ただ安全だということと言わないでほしいのです。しかも、原子力ポケットブックを見ますと、青森県内の大地から出る放射能というのは結構低いのです。これだと0.12から0.15ミリシーベルト、今度のグラウンドのやつは0.54ミリシーベルトですか。だから、この下北で暮らしている人は、年間の1ミリシーベルトよりずっと低い0.12から0.15ミリシーベルトの放射能になれているのです。そういう意味では、3倍、4倍ぐらい高いという放射能ですから、そこら辺の情報もきちんと伝えてもらいたいなと思って、下北は0.12から0.15の自然放射能を浴びていて、それに比べれば高い放射能になりますよというふうな説明をすべきではないかなと思いますが、そのところも確認させていただきます。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） シートはわかった段階で張るべきでなかったのかというふうなお尋ね、ご意見でございますけれども、先ほど来お話をしておりますように、国から示された基準放射線量が、被曝する放射線量ですね、その部分においては年1ミリシーベルトというふうな一つの基準が示されておるわけでございます。その部分で、1カ月間、1日8時間野球場にいて、そして20日間でしたか25日、野球をし続ける。それを8カ月続けても0.54ミリシーベルトだと、こういうふうな、野球場は冬使えませんので、そういうふうな積算、

それが出された段階で、そういうふうな基準値内だけでも、表現がちょっとおかしいかもわかりませんが、気持ちが悪いや、こんな思いをまずいたしました。非常に「んっ」というふうな思いをいたしました。

そして、土壌検査、これは6月14日、15日の段階では、その土壌分析とかはなされていないわけでございます。それを日本分析センターむつ分析科学研究所に持ち込んでしっかりと、そして芝、この部分も持ち込んで分析をした結果、高いところで1時間当たり1,000ベクレルと。しかし、まだ基準が国から示されておらないと、そういうふうなところであります。そうすると、基準が例えば2,000ベクレルまでは野球場だとか運動場はオーケーですよ。これを撤去して、そうすると基準値内だから、その部分については市で単独で払いなさいというふうなことの可能性も出てくるわけでございます。しかし、それは先ほど来のお話、製造者責任というふうなことだと思います。PL法というふうな形の中で、それが対応できるのか、それらもひっくるめまして、今専門家と相談をしている状況であります。基本的にはお返しをしたいと、こんな思いはしております。しかし、お返しをする経費は基準値内だから国で持たないよとか、例えば製造者のほうで持たないよと、こういうふうになるとまた大きな問題に、単費で解決をしていかなければいけない。ならば、基準値内だから、その運動公園使ってもいいのではないかと、そういうふうな判断も出てくるわけでございます。しかしながら、そういうふうな判断を私はしたくない。撤去をしたいのだというふうな、撤去をするという方針をこれは貫きたいと、このように思っておるところであります。

混合土、これは県外の部分等につきまして、その余につきましては担当のほうからご説明いたします。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 補足説明をさせていただきます。

1点目は、土壌改良材の指定と申しますか、芝生の指定をしなかったのかということでございますが、先ほども若干お話をいたしました。発注して材料の使用願の段階と申しますのは去年の段階ですけれども、その段階では土壌改良材を使用するというに了承しておりましたが、その中では当然ながら生産地の指定、これは芝もそうですけれども、指定はございません。確かに全国的には、県内初め北海道とか、芝に関しても生産地はたくさんあるわけなのですけれども、その中で品質とか、もちろん施工業者の皆さんが購入するわけでございますので、品質に加えて価格の問題、その中で業者が判断したものと思っております。また繰り返すようでございますが、その時点では福島第一原子力発電所の中心から百数十キロ離れているとか、七、八十キロ離れているという地域でございましたので、うちのほうとしては特にその中でその地域の放射線量とかという情報、うちのほうもそうでしょうけれども、まだ全く情報としてはない時期であったというふうなことでご理解をいただきたいと思っております。

次は、監視体制の強化というふうなお話でございますが、監視体制の継続ということでございまして、一昨日までの間には、例えば検査地点は全部で32カ所を検査いたしております。このポイントで今後は定期的に検査を継続していく必要があるのではないかと、そういうふうな考えに沿ったものでございます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 答弁漏れがあったようでございまして、1ミリシーベルトだと大丈夫なのか、ちょっと私よくわからないのです。ただ、それは

子どもが信頼をしている日本分析センターむつ分析科学研究所及び国の基準ということでございます。その部分においては大丈夫だろうというふうな判断。ただ、それにも達していないのだけれども、もっと安心感を持ってもらうために撤去するというふうな、こういうふうな事案でございます。1ミリシーベルト、これは受けなければ受けなくてもいいと思うのですけれども、放射線は。人工的な部分、これ本当に全く受ける必要がないと。ただ、人工的な部分でもレントゲン撮ると0.1ミリシーベルトだったのでしょうか、そういうふうな話になってきますので、その部分は非常に根拠としては、自治体とすれば国の基準というふうなもの、これを懐疑的にとらえるならば非常にアナーキーになってきますので、この部分では頼る基準というふうなものは国の基準であると、そういうふうな形で判断をしているところでございます。

○議長（富岡幸夫） 5番。

○5番（横垣成年） 私は、やはりこの土は全部返還すべきだというふうに思うのですが、市長の答弁を聞くと、返還する費用がどうだこうだ、基準が高くなれば全然そういう問題に、返還できないような話があるのですが、やはりそこら辺も含めて国にもっと交渉するべきだと思います。国の基準待ちというふうな答弁も多いのですけれども、こういうふうに新聞に報道されて、市民も不安を持っているし、確かに宮城県の企業局も汚染されたものだからということで、向こうから通知来たぐらい問題のある土なわけです。その土が国の基準がそれより高いからといって、今度こっちで負担しなくてはいけない、ここに置かなくてはいけないというふうな事態にならないように、国の基準をきちんと低目に、今回こういう汚染された土が全国にはびこらないような形の基準にしてくださいというふうな形を申し入れするべきなので

す。そうしないと、全部それこそモラルハザードで、日本全国放射能汚染という形をつくってしまうから、そういう申し入れもしてほしいということなのです。こっちは被害者ですから、市長、もう少しそこを被害者という立場で、国・県、そして事業者、東京電力ですか、そういったところに金銭面でももっともっと強く申し入れをして、交渉をしてほしい、そういう強い立場を私はお聞きしたい。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私は、さまざまな場面でこの事案をとらえまして、忍び寄る放射能汚染というふうなことで、むつ市も被害者でございます。この部分においては強くお話をさせていただいていると、こういうふうな思いでございます。しかし、これは宮城県企業局のほうからまず報告が来たわけですけれども、基準値以内であるよというふうな表現があるのです。果たしてそれでいいのかというふうなのは思います。だけれども、その基準を示しているのは国であります。ただ、その国の基準をそういうふうな形でまた下げていくと、本当にまたすべてが大変になってくると、そんなところですよ。そういうふうなところは、非常に悩み深いところであります。しかし、今の基準にのっとった形の中で判断をしていかなければいけないものだろうと。この基準値が全部崩れてしまうと無政府状態になるものと、このように思います。

○議長（富岡幸夫） 5番。

○5番（横垣成年） 市長、今の表現はちょっと。それでは、受け入れざるを得ないというふうな立場ですか。そういう立場であるからだめなのです。市民から私がんが言われて困っているのです。あんなの返してくださいと。だから、1ミリシーベルトがいいかどうかではなくて、問題になった、放射能かぶった土だということが問題ですから、

1ミリシーベルトを下げたとしても何もモラルハザードにならないです。今たまたま原発事故が起こって、それに汚染された土ということが証明されているわけですから、セシウムという放射性元素は原発でしか発生しませんから、きちんとどこから出た放射能かというのははっきりしているわけだから、それはゼロに近い基準で商品として流通してもらわなくては困るという立場で言ってもらわないとだめなのです。ゼロという、1ミリシーベルトでなくて、完全に原発から出た放射能というのははっきりしているわけですから。だから、何もモラルハザードにはならない。そこは自信を持って言わないと、こっちで受け入れざるを得ないですから、そこのところははっきりしてください、市長。だめですよ。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） たびあるごとに忍び寄る汚染というふうなことに対しては、しっかり対応してくださいというお話は、またこれからもし続けてまいります。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。9番目時睦男議員。

○9番（目時睦男） 今の質疑と関連をして、端的にお伺いをしたいと思います。何点かありますが。

それは、まず先ほどの市長の答弁の中で、この汚染土については撤去するという考え方を示されました。この部分については、私も同感であります。その中で、その費用については、今国の基準等々のお話もあるわけではありますが、例えば今回の放射能に汚染された問題で、風評被害に対しての、これについても補償を求めている、こういう部分もあるわけです。先ほど横垣議員もおっしゃいました。被害を受けているのは、むつ市であるし、市民であります。そういう意味からすると、撤去にかかわる費用については、国が補償するのか、電力会社が補償するのか、その補償先は別に

しても、私はそのことを撤去して、その経費については補償を求めていく、こういう姿勢であるべきだと思いますが、国の基準を待たなくてもそのことは求めていくべきだと思いますが、その辺についての考え方について再度明確にお伝えを願いたいと思います。

2つ目は、先ほどの部長答弁等々の中でお伺いをするわけですが、野球場の工事の当初の工期はいつからいつまでの工期であったのか。

その次が、普通というか、こういう工事の契約の際に、標準的な仕様書が示されるはずですが。先ほど部長の答弁の中で、業者のほうから使用承認願が出てきて、そしてその使用承認願を承諾したと。普通は、発注側が示すのは、品名、そしてその品名に対する品質、規格等について示されるわけです。この品名、与えられている品名のものをそのまま使うのであれば、普通一般的に我々理解するには使用承認願は出さなくてもいい、示されているやつを使うわけですから。ただ、そういう意味で示されていないものを使った、要するにこの混合土ですね、宮城からの混合土を使う。ということがどういう形の中で、契約行為の中で使用承認願ということで出されたのかお聞きをしたい。

今後の予防対策としては、特記仕様書をつけていくのだと、もちろんそのことについては今回の経験から当然のことだと思います。そういうようなことで、その辺の部分についてお聞きをしたいと思います。

その次が、最後ですが、先ほどの行政報告の中で、「本件の対応の手順につきましては、緊急性を要したことから、議員各位へのご報告が遅くなりましたことをおわび申し上げ、ご理解を賜りたいと存じます」という報告であります。この緊急性を要したという、この部分についてより具体的にお知らせを願いたいと思います。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず1点目の風評被害に絡んでの補償の求めという、そういうふうなところのお話でございましたけれども、現在手前どもも専門家と相談をしているところでございます。どういふふうな対応をしていって、向こうのほうもそれなりのしっかりとした対応で応じることができなのか、そういうふうなところでございます。先ほど来お話をしておりますけれども、忍び寄る放射能というふうなことで、事あるごとに私は事業者側にも、県にもお話をしております。国にも話をしております。そういうふうな状況で今あるということでございます。

緊急性を要したというふうなことでございますけれども、この部分においては7月19日3時ごろに、日本分析センターむつ分析科学研究所のほうからその分析の結果の情報が入りました。そして、夕方の5時半に緊急の臨時の記者会見を行いました。そういうことで、とにかくまずシートを張らなければいけないというふうなこと、飛散防止をしなければいけない、放射線量は年間の1ミリシーベルト未満であるというふうなことでも対応しなければいけないというふうなことで、ただちに臨時の記者会見をし、そしてさまざまな部分の科学的根拠に基づく分析の結果が出ましたので、それをまず市民の皆様方にお伝えをしなければいけないというふうなことでございまして、緊急性の内容はそういうことでございます。

その余につきましては、担当のほうから。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 原材料の承認願というところでございますが、その中で品名として土壌改良材、混合土ということではございませんで、土壌改良材はAQクレイというものを承認してございます。しかしながら、産地とか搬出元というの

は、ここでは特に示しているものではございません。

以上でございます。

（「当初の工期」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 工期につきましては、昨年の11月11日からことしの6月20日までということになってございます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（目時睦男） 今工期については、昨年の11月11日から今年の6月20日まで。この事態を受けて、この工期については、変更の契約は、発注側の都合で工期を延ばすという契約行為はしたのですか。したとすれば、変更の工期はどのような契約をしているのかお聞きをしたいと思います。

それは、私なぜ工期の部分について聞いているのかというのは、撤去と関連している工事と、そういう理解から聞いているのですが、そういう意味で工事期間との関係等含めて、撤去の目安をどの辺に置いているのか、関連がありますのでお知らせを願いたい。

市長の答弁の中で、緊急の部分については7月19日の報告ですぐに記者会見云々というお話をしました。私は、このことについては住民説明会と議会への行政報告との部分が前後をしたということで、その理由が緊急性という、私なりに理解をしたのですが、若干その辺については、私のところで理解違いをしているのかどうか、再度お聞きをしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 7月19日、夕方の5時半から記者会見を行いまして、そしてその際、私は周辺の住民の方々に説明をしなければいけないというふうなことで記者発表をした、その部分をたしかしたように記憶しております。今後そういうふうなことで周辺の住民の方々に説明をしていかな

ければいけないと、こういうふうなことでの住民説明会を今開催いたしているところであります。きょうからまた、1日から4日、そして最終的には8月11日にこの庁舎の中でも全体に対する説明会を開催する予定、こういうふうにしておるところであります。

その部分で、記者会見と議会というふうなことでの、その部分におきましては緊急性を要したというふうなことで、手前どもとすればその手順をしっかりと踏んだように私は理解をしておるところであります。記者会見をし、そして説明会をしていくと、そして議会のほうには説明を申し上げる機会をとというふうなことの申し入れはしておるところでございます。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 初めに、若干訂正をさせていただきます。先ほど私、工期が11月11日からと申し上げましたけれども、今年の11月19日でございますので、訂正させていただきたいと思えます。

その契約でございますが、変更契約、これにつきましては今般の芝と土壌改良材ということではございませんで、途中一部フェンスの関係とか給排水設備等で、そのための変更契約、追加契約と申しますか、それは早い段階で、6月3日の段階で変更契約したのもございます。今回の芝とか混合土の関係は、実はこういう事案が発生したということで、6月14日に工事の一時停止を通知してございます。現在も工事は一時停止中という状況でございます。

搬出の目安ということでございますが、これは先ほど来市長が申しておりますとおり、さまざまな条件がそろった段階でないと、現在の段階で目安を示すことはちょっとできないというような状況でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（目時睦男） 私なりに工期との関係についてきちんと理解できないのです。工事の中止を求めているというようなことですが、普通一般的な工事の契約行為からすると、こちらで甲と乙がこの期間でこの品物を完成させますよと、こういう契約をしている、その甲のほうの都合でその期間を変更するという場合が契約行為の中にあるのです。できると思う。ただ、その場合に、乙との関係についてはきちんと、契約ですからお互いに、こっちのほうで一方的に工事を中断しなさいということは、甲と乙との関係からすればできないのではないかという理解するのですが、それはさておいても、その工期の関係についてはきちんとしてほしいなということを求めながら、答弁があれば再度お聞きをしたいと思えます。

それと、緊急性の部分については、先ほど市長答弁の中で28日の旭町からスタートして、きょうが1日であります。端的に言って、きょう以前に住民説明会を先にやらなければならないという部分については、物理的な状況も含めたときにちょっと理解できない。私は、なぜそのことをお聞きをするのかというのは、二代表制の中でそういう形からすると、我々も市民から選良されているわけです。そういう面で、これは要望になりますが、今後の中ではいろんな形の中で行政と議会との関係については、慎重を期した形の中での運営を行政側に求めておきたいと思えます。議長からもお願いをしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（富岡幸夫） 答弁を求める前に、緊急性の度合いについて、皆様から伺ったことは市長部局に、目時議員が言われたように、今後このようなことがないようにというようなことでも申し入れをしておりますので、ご了承を願いたいと思えます。

民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 先ほどの工事の中止というようなお話でございますが、工事を一時中止ということでございます。これは、契約書に基づくこういう場合が想定されておまして、契約に基づく行動といいますか、アクションということでございます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。11番 馬場重利議員。

○11番（馬場重利） かなり議論が出ておりますけれども、私からも二、三お尋ねいたします。

昭和20年、1945年、間もなくやってまいりますけれども、広島、長崎の原爆投下以来、世界各地で何百発もの核実験が行われてまいりました。その間、原発の事故もございました。恐らくはこの日本がそのための放射性物質を浴びている可能性というのはかなりあったはずなのですけれども、幸いにしてといいますか、そういう話題にもならない、ニュースにもならないままに参ったわけがあります。風によって、あるいは雨がもたらしたものの、あるいは海を通じて物質が流れてきたもの、そういったことからの放射性物質の、いわゆる先ほど来市長が言っておる忍び寄る放射能というのは、これはかなりあるのだということを言われておる学者もいらっしゃるし、書物もございませぬ。この3.11の大震災による福島第一原子力発電所がもたらした事故、これによってかなり放射線量といいますか、これに対する国民全体のかかなり過敏になるほどの反応が今出ているさなかでございます。これは、私は公開という形ではいいことだと思っておるのですけれども、できるだけしっかりと正しい線量というものを示してもらふ必要があると常々そう感じておるわけでございます。

その関係から1つ、細かいことを言うようです

けれども、市長の行政報告の中に「1時間当たり0.47マイクロシーベルトという高い数値が確認されました」と、こういう字句があるのです。これ何を比べて高いという表現をしなければならないのか。ここで受ける感覚として、はっと思うのです。これがつまり、こういうことが風評被害と言われているものに通じている、そういうことをまず申し上げたいと思います。こういう表現の仕方も、過敏になっておりますだけに気をつけていただきたいということをまず1つ申し上げたいと思います。

それから、もう一つは、6月13日に宮城県企業局からそういう報告を受けて、翌14日に向こうから業者が来たのでしようけれども、線量をはかった。そうしたらこのような数値が出たと。はっきりした科学的な根拠を求めたいという形で日本分析センターむつ分析科学研究所に依頼した。その依頼した日にちはいつですか。これによりますと、報告を受けたのは7月19日ですよ、一月以上たっているわけです。こんなに時間かかるのかと。ですから、いつ日本分析センターむつ分析科学研究所に依頼したのかということです。

それから、市長が人体には影響がないとはいうものの、撤去するという決断をしたということについては、別にそこまでやる必要はないのではないかという人もあるかもしれませんけれども、心情としてはわかりますし、決断をしたら速やかにやっていただきたいと思うのです。これ前年度と今年度、野球場の改修に約1億円かかっています。今シートに覆われて、つまりことしに入ってから全然使っていないわけでしょう。このまままきますと、ことしのものになるかならないかわからない。ましてや、国の基準を待っていたら来年できるか、再来年できるかもわかりませぬ。先ほど来議論が出ていますけれども、先ほど5,000とか8,000とかというベクレルの話が出ていますけれ

ども、管理型最終処分場がむつ市もありますけれども、仮置きを考えるのであれば、やはり速やかにそちらに持っていくべく考え方を、せつかく1億円もかけて改修しているのに、まだことしは全然使えないよという形でいいのかどうかということです。そういうことを考えて、ひとつその決断をしていただきたいと思いますけれども、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 行政報告の中に、「野球場周辺地域においては、1時間当たり0.04マイクロシーベルトであったのと比較して、野球場内においては1時間当たり0.47マイクロシーベルト」と、比較をして高い数値というふうに表示をさせていただいたわけでございます。この部分で、基準値内というふうなことでの表現をつけ加えれば、より風評を巻き起こさなかったのではないのかなと、こんな思いをいたしているところであります。

それから、速やかに撤去して早く利用に供すべきだというふうな趣旨のご発言だと思います。その部分においては、今度芝を撤去した後、芝を張ったりというふうなこと、この芝も非常に今の状況からすると、東北、関東地方、非常に厳しい状況になってきて、一部には南のほうから、九州のほうからとか、北海道のほうから手当てをしななければいけないというふうな情報が入ってきておるところでありますので、申しわけございませんけれども、今年度中の使用はなかなか難しいものと、このように思っておりますけれども、撤去については、先ほど来お話をしておりますけれども、速やかにというふうな言葉をつけ加えさせていただいて、そのまた撤去先もあります。仮置きをするというふうなこと、それとも撤去、一方的に最終的な部分なのか、仮置きをしてから撤去するのか、その仮置きをしないでワンスルーでやってし

まうのかと、そういうふうなところも今検討し、専門家とも今相談をしている状況であります。その余につきましては、担当からお答えいたします。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 日本分析センターむつ分析科学研究所に対する分析の依頼日はというご質疑でございますが、6月14日でございます。以後は追加で分析を依頼したものがございまして、初動は6月14日ということでございます。

○議長（富岡幸夫） 11番。

○11番（馬場重利） 6月14日に日本分析センターむつ分析科学研究所に依頼して1カ月以上かかるのですかね。かかるのだよと言われれば、私全然わかりませんから。ただ、さっき申し上げましたけれども、かなり過敏になっている市民、国民に対しては、やはり配慮して、文言も……いや、私わかります、これ見ていればわかるのですけれども、これにあえて申し上げたわけでございます。

速やかに撤去すべきだよと、判断は撤去するという判断したわけですから、これは結論が例えば国の基準が出されて、でも全く問題ないのだということが出ても、これは撤去するよということなのですから、国が何と言おうが。ですから、仮置き場という形にしておいて、どうしてもこれだめだよとなったら、そこからまた持っていけばいいわけですから、どうすればいいか。ただ、それを待っていたのでは、せつかく1億円もかけた改修費が全く無駄になってしまうのです。それにまた5,000万円ぐらいかかるでしょう、恐らく。5,000万円で済むかどうかわかりませんが、芝植えたって、すぐ芝が使えるわけでもないし、市長が言ったように今年度は無理ではないかなという本音を言いましたけれども、私は来年度もどうなのかなと思います。あと3カ月もすれば、もう工事入れないですから、雪が降ってくれば。だから、そういうことも考えると、私は先ほども申し上げ

ましたけれども、国の動向を見きわめなくてもいい、この際。この国の動向というのは、私は信じておりませんから。まず、市長が判断したら速やかにやるということにさせていただきたいということを再度申し上げます。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今専門家とも相談を進めておりますので、その判断によって、今の馬場議員のご意見の重みということを重々今感じた次第でございます。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。10番 野呂泰喜議員。

○10番（野呂泰喜） このたびの事案、非常に我々議会としても、突然出た事案であります。また、我々議員が驚いている以上に市民の皆様方、また旭町、文京町、大平町、その近辺にお住まいの方々が非常に不安、そして驚いておる事案ではなからうかなと思っております。まず1点お聞きします。その近辺の皆様方、健康被害は出ていないのかどうか。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 健康被害ということでございますが、健康被害の報告は受けてございません。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（野呂泰喜） 被害は受けていないということは、こちらからヒアリングはしていないということですね。皆様方に1軒1軒行って、ぐあいはどうだとかというのは聞いてはいないということか、そこをもう一回聞きます。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） この部分につきましては、健康被害というふうなものは、基準値内であるというふうなことで、果たしてこの部分において1軒1軒、例えば1人1人というふうなことで調査をする必要があるのかというふうなことは、私は

現時点では調査の必要はないものと、このような認識を持っております。ただ、その部分については、この間2カ月近くになりますけれども、この部分においてはこのことよっての健康被害を受けたというふうな申し出は、現在のところ承っておりません。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（野呂泰喜） 先ほどから答弁お聞きしておりますと、非常に危険なもの、飛散をするというお話なわけですね。野球場では0.47であるけれども、周辺では0.04ということであります。6月13日に相手方から来た。その中で、公園で小さいお子さんたちも遊んでいたわけですね。それに対して何も対処もできていないと。もしそのお子さんたちが後々健康被害が出たら、これはどうなさるおつもりか。この部分、やはりきちんとサポータージュしていかなければ、私はこのものは解決、いわゆる野球場の土を取った、それだけの問題ではないと思います。私は、非常に大変な事態だと重く受けとめておりまして、本来であれば議会として特別委員会なんかをつくってやるべきだと思っておったのですけれども、残念ながら臨時議会では特別委員会設置は不可能であります。定例会でなければできないと。なぜ特別委員会かと申し上げますと、土を掘り起こす、土を持っていく場所もまだ明確になっていない。費用もどちらが持つのか、先ほど市長のお話ですと、発注者、いわゆるこちらのほうの責任だという答弁が出ましたので、こうなりますとなかなか、土を持っていく場所もないという状況下になっていくとなると、我々議員としては非常に最終的にどうなるのか、きちんと見定めなければならぬ責務が出てくる。その部分、まず時間もあれですので、1点だけ。これからそういう健康被害が出た場合、どちらが持つのですか。それ1点だけお聞きします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 健康被害が出た場合という  
ような想定は、私全くしておりません。現在はその  
基準値の中でありまして、そういうふうな申し  
出もないというふうなことでございますし、どう  
いうふうな健康被害が出てくるのか。ただ、この  
部分においては、分析の結果、周辺は平常値と変  
わらない。そしてまた、野球場の中は立入禁止で  
あるというふうなこと、排水についても、湧出水  
についても、分析の結果、全く異常がないという  
ふうなことでございます。

そこで、特別委員会のお話、サポタージュを我  
々はしているわけではございませんけれども、サ  
ポタージュというふうなご発言がどの部分につ  
いて私たちがサポタージュしているのかというふう  
なことでございますけれども、なかなかその部分  
は理解をすることができなかつたわけございま  
すけれども、今後の健康被害についての対応、健  
康被害は、私ども全くこの部分においては想定し  
ていないと、こうなれば、想定外が起きたらどう  
なるのかと、これもまた問われますし、現在の段  
階ではお答えはなかなか私にとりましては不可  
能な状況でございます。しかしながら、今の時点  
では健康に対する被害というふうなこと、体調が  
すぐれないとかそういうふうな部分についての申  
出はないというふうなことでございます。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

### ◎日程第6～日程第8 議案一括上程、 提案理由説明

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第6 議案第22号  
工事請負契約についてから日程第8 報告第26号

専決処分した事項の報告についてまでの3件を一  
括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） ただいま上程されました2  
議案1報告について、提案理由及び内容の概要を  
ご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じ  
ます。

まず、議案第22号及び議案第23号の工事請負契  
約についてであります。これら2議案は市立第  
三田名部小学校屋内運動場改築工事に係る建築工  
事及び市立川内小学校屋内運動場建設工事に係る  
建築工事について、工事請負契約を締結するた  
めのものであります。

次に、報告第26号についてであります。これ  
は本年1月29日、むつ市川内町家ノ上地内の国道  
で発生した自動車事故に係る和解及び損害賠償の  
額を定めることについて、議会の委任をいただ  
いているところにより、専決処分したものであり  
ます。

以上をもちまして、上程されました2議案1報  
告について、その大要を申し上げましたが、細部  
につきましては、議事の進行に伴いましてご質問  
により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜  
りますようお願い申し上げます。

○議長（富岡幸夫） これで、提案理由の説明を終  
わります。

ここで議事整理のため12時10分まで暫時休憩  
いたします。

午前11時55分 休憩

午後 零時10分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開  
きます。

◎日程第9～日程第11 議案質疑、討論、採決

◇議案第22号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第9 議案第22号 工事請負契約についてを議題といたします。

本案は、市立第三田名部小学校屋内運動場改築工事に係る工事請負契約を締結するためのものがあります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許可します。5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 2点ほどお聞きいたします。

まず、落札率はどのくらいであったのでしょうか。

2点目ですが、今回2つの体育館が同時に議案になっておりまして、1つは今の第三田名部小学校、もう一つは川内小学校の体育館ということで、この工事概要を見ますと建築の仕様が違っているのです。これなぜかということをお聞きしたい。また、市としては、どっちの建築を標準としているのかということをお聞きしたいと思います。この工事概要を見ますと、第三田名部小学校は鉄筋コンクリート、川内小学校は鉄骨づくりということです。例えば暖房なんかは、第三田名部小学校は遠赤外線暖房設備、川内小学校は温風式床暖房設備、それ以外いろんな壁だとか床の材もそれぞれ違っているのですが、大ざっぱでよろしいので、この違いというものと、どちらを標準としているのか、こういうのをちょっと教えてもらえればと思います。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 2点にわたってのお尋ねでございますけれども、私のほうからは落札率についてお答えいたします。

市立第三田名部小学校屋内運動場改築工事にお

きます建築工事の入札の落札率ということでございますけれども、96.0%となっております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） 横垣議員の構造の部分、それから広さの部分等のご質疑にお答えいたします。

まず、資料にはございませんでしたけれども、このたびご提案申し上げました第三田名部小学校及び川内小学校の屋内運動場について補足いたしますと、いずれもアリーナの部分においてはミニバスケットが大きいコートでは1面、小さいコートでは2面ほどとれるものでございますし、バレーボールですと一般で使用する分においては、コートでは2面とれる広さでございます。また、バドミントンですと、それが3面とれる大きさとなっております。このほかに、アリーナ以外ですけれども、ステージや男女のトイレ、更衣室、それから大き目の用具庫を備えてございますし、川内小学校についてはミーティングルーム、2階ギャラリーも備えるというような形で進めるものでございます。

また、それぞれの校舎の屋内運動場ですけれども、旧校舎と比較いたしますと第三田名部小学校では、今も使っておりますけれども、木造でございますけれども、378平米の屋内運動場が、議案に提案しましたとおり、1,239平米と、また川内小学校においては、第一川内小学校の593平米のものが1,136平米となりますので、約3倍から2倍の屋内運動場を建築するというふうなものでございます。

その中で、まず面積の部分が違う分でございますけれども、それは生徒数、学級数の違いによるところが大きいのですけれども、第三田名部小学校は児童数が296名、普通教室で12学級、特別支援学級で2学級に対しまして、川内小学校は児童

数191名、普通教室で6学級、特別支援学級で3学級となっております、児童数では100名ほど違いが出てきますし、学級数では5学級が違ってくるとなります。

また、第三田名部小学校は、ご存じのとおり1つの屋内運動場でございますけれども、川内小学校は川内中学校に併設しておりますことから、既存の中学校の体育館がありますので、本案件の屋内運動場は第2体育館的な意味合いも含めてございます。

次に、構造の違いといたしまして、第三田名部小学校は近年改築しております関根小学校、それから奥内小学校の屋内運動場同様に鉄筋コンクリート造を採用しておりますけれども、川内小学校においては、設計の段階において建物の配置、これは資料見るとわかるのですけれども、左側の奥のほうになります。それと、工事工程等を考慮しまして、鉄骨造を採用しております。このことが契約金額の違いにあらわれているものであります。この工法の違いについてでありますけれども、鉄筋コンクリート造は建設コストはかかりますけれども、より長期間の使用が可能であるとなります。鉄骨造では、建設コストが低い反面、鉄筋コンクリートに比較しまして建物の使用可能年数が短期となってくるということから、建物の一生の経費を考えますと、経済的にどちらがすぐれているとは一概に言えないと思っております。今回のそれぞれの学校における工法の違いは、先ほど説明したとおり、立地環境等の理由によりふさわしいものを採用したというふうに考えてございます。

また、暖房設備のほうでご質疑ございましたけれども、第三田名部小学校では、灯油による遠赤外線暖房に対しまして、川内小学校では深夜電力を利用した温風式の床暖房を採用しております。建設時の初期投資とランニングコストということ

については、それぞれの方式で一長一短あるわけでございますけれども、川内小学校については現在持っている校舎の電力の許容量、キャパシティーといえますか、の事情がございまして、深夜電力を利用するという方式を採用してございます。

以上、申し上げましたとおり、もろもろの理由から契約金額との差につながってきているわけでございますけれども、いずれにしても学校において児童が屋内運動場で快適な体育授業等の活動が行えるものと考えてございますので、ご理解を願いたいと存じます。

（「標準はどっちかという答弁ありません」の声あり）

○教育部長（齋藤秀人） 標準の構造はどちらかとのことですが、標準というのは特にはありません。近年の構造としては、先ほど説明申し上げましたけれども、関根小学校や奥内小学校では鉄筋コンクリート、これは使用年数の長さという部分を考えてそういう形にしていますけれども、そういうのは標準とは言いませんけれども、今の川内小学校の場合は立地環境の状況からいまして、要はコンクリートを運ぶとか、またはミキサ車が頻繁に動くというふうなところが、非常に車両の出入り、または機械の機能的なものから考えますと、鉄骨造のほうが適正だというふうに考えてございます。

○議長（富岡幸夫） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。14番千賀武由議員。

○14番（千賀武由） 2点ほどお願いします。

この工事請負契約についてですが、内容については異議はございません。ただし、これは次の議案にも言えることではございますが、工事請負契約の議案はただいま提案されて、今これから議決しようとしているところでございますが、既にむ

つの7月25日号の広報に掲載されているということは、私はどうかと思うところでございます。議案が可決した後に広報等に正式なものを掲載すべきではないかと考えるところでございます。もしこの議案が可決しなかった場合はどうなるのか、そういうところをお伺いしたいと思います。

もう一点は、建設中の迷惑防止について伺いたいと思います。校舎本体の工事中、付近住民には迷惑をかけたというお話はなかったと思いますが、お聞きしたいということの例を言いますと、碎石をまき散らしたとか、土を道路に落としたとか、砂ぼこりで洗濯物が外に干せないとかの苦情でございしますが、そのような事柄の苦情が出ないような対策を講じるよう、業者に指導しているのかお伺いをしたい。

この2点、よろしく願います。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） 千賀議員の2点ほどのご質疑ですけれども、まず第1点目でございますけれども、議員ご指摘のとおり、7月25日発行のむつ市政だよりの巻頭に特集として、「子供たちが安心して学ぶためにますます充実する私たちの学校」という見出しにて、今年度予定され、今ご提案しています案件2件、それから第三田名部小学校においてはグラウンドの整備、それから川内・脇野沢給食センターの建設の4項目を面積や工期、建設費を大まかに掲載したものでございます。

この経緯でございますけれども、3月開催のむつ市議会第207回定例会において御議決賜りました第三田名部小学校建設費及び川内小学校建設費における工事請負費予算の内容を掲載したものでございます。この掲載の意図ですけれども、市民の皆様へ学校に対する教育行政の考え方や学校建設の整備状況、またはその部分におけるわかりやすい予算としての可視化、見える化を図ったものでございまして、それによって市民の皆様へ情報

を提供することにより、より教育行政の運営や教育環境に一層のご理解をいただくことを目的としたものでございます。

当初は、もう少し本来は早い時期に市民の皆様にお知らせする予定でございましたけれども、優先する特集、広報が多くありまして、今回の掲載になったというようなことでございます。記載しております内容の数値などは、今回ご提案したものと非常に違ってございます。また、そういう意味から大まかな予算の概要となっておりますので、議会を軽視するものであるとの認識は毛頭ありませんでした。しかしながら、もう発行されてしまってからでございますけれども、この時期にという思いがあり、議員の皆様にはご質疑内容のようにご指摘をいただくことについては深く反省しているところでありますので、以後誤解のないような広報に努めてまいりたいと思いますので、どうぞご理解を賜りたいと思います。

（「迷惑防止」の声あり）

○教育部長（齋藤秀人） 答弁漏れがございました。建設中の業者の住民に対する迷惑の防止でございますけれども、契約いたしますと業者のほうにはそのような住民対策、住民に対して迷惑をかけないような形というのは指導はするというようなことになってございます。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（千賀武由） ありがとうございます。工事請負契約のほうの広報に掲載した件でございますが、部長の言う理由はよくわかります。それでも、私は可決した後に広報に掲載しても遅くないのではないかと思うところでございますし、何事にもルールとか順序があると思いますので、今後は関係課と密に連絡をとりながら事を進めていただきたい、そのように思いますし、迷惑防止につきましても、業者の皆さんにお願いいたしまして、すばらしい屋内体育館、そしてグラウンドが完成

することを期待して質疑を終わります。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第22号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第23号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第10 議案第23号 工事請負契約についてを議題といたします。

本案は、市立川内小学校屋内運動場建設工事に係る工事請負契約を締結するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、発言を許可します。5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 落札率は何のくらいになったのでしょうか、この1点だけお聞きいたします。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 落札率についてのお尋ねについてお答えいたします。96.5%となっております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第23号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

#### ◇報告第26号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第11 報告第26号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で報告第26号の質疑を終わります。

報告第26号については、文書のとおりであります。

すので、ご了承願います。

### ◎日程第12 議員派遣について

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第12 議員派遣についてを議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第159条の規定により、電源開発株式会社大間原子力発電所建設の状況等の視察に出席させるため、議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。お手元に配布のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

### ◎閉会の宣告

○議長（富岡幸夫） これで、本臨時会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第147回臨時会を閉会いたします。

午後 零時28分 閉会